

## ○三重県生活環境の保全に関する条例施行規則

平成十三年 三月二七日三重県規則第三九号

改正	平成一五年 三月二八日三重県規則第三一 号	平成一五年一〇月一五日三重県規則第七九 号
	平成一六年 三月二三日三重県規則第一二 号	平成一六年十一月一日三重県規則第七一 号
	平成一七年 三月二八日三重県規則第二四 号	平成一七年一二月二七日三重県規則第八八 号
	平成一八年 三月三一日三重県規則第五三 号	平成一九年 一月一六日三重県規則第二号
	平成一九年 三月三〇日三重県規則第三〇 号	平成二〇年 三月一日三重県規則第九号
	平成二〇年一〇月二四日三重県規則第七七 号	平成二二年 三月二九日三重県規則第一四 号
	平成二二年一二月二八日三重県規則第五一 号	平成二三年 四月二六日三重県規則第二五 号
	平成二四年 三月三〇日三重県規則第一九 号	平成二五年 三月二九日三重県規則第四二 号
	平成二五年一二月二七日三重県規則第八六 号	平成二七年 五月一九日三重県規則第四九 号
	平成二八年 一月一九日三重県規則第二号	平成二九年 二月一七日三重県規則第五号

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則をここに公布します。

三重県生活環境の保全に関する条例施行規則

三重県公害防止条例施行規則（昭和四十七年三重県規則第二十九号）の全部を改正する。

## 目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減

第一節 削除（第八条―第十二条）

第二節 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減（第十三条―第十五条）

第三節 焼却行為等の制限（第十六条―第二十一条）

第三章 工場等における公害の防止

第一節 ばい煙等の排出の規制（第二十二条―第三十九条）

第二節 大気汚染物質の総排出量規制（第四十条―第四十八条）

第三節 建設作業等に関する規制（第四十九条―第六十二条）

第四節 地下水採取の規制（第六十三条―第八十三条）

第五節 土壌及び地下水汚染に関する規制（第八十三条の二―第八十三条の十六）

第四章 放置されている自動車の撤去の推進（第八十四条―第九十三条）

第五章 削除（第九十四条―第一百八条）

第六章 生活環境保全調整会議（第九十九条・第一百十条）

第七章 雑則（第一百一十一条―第一百十四条）

附則

## 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、三重県生活環境の保全に関する条例（平成十三年三重県条例第七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

より行うものとする。

【 ～（略）～ 】

## 第四章 放置されている自動車の撤去の推進

(期間)

第八十四条 条例第七十九条第一項に規定する規則で定める期間は、十四日とする。

(通知等)

第八十五条 条例第七十九条第三項の規定による通知は、放置自動車移動保管通知書（第二十五号様式）により行うものとする。

2 条例第七十九条第三項のただし書に規定する公示は、県庁前の掲示場その他知事が必要と認める場所への掲示により行うものとする。

(廃物認定の告示)

第八十六条 条例第八十一条第三項の規定による告示は、次に掲げる事項について、三重県公報への掲載により行うものとする。

一 放置されていた場所

二 放置自動車の車名、種別、塗色及び車台番号のうち判明しているもの

(委員会)

第八十七条 三重県自動車廃物認定委員会（以下「委員会」という。）に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第八十八条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の二分の一以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(秘密の保持)

第八十九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第九十条 委員会の庶務は、三重県環境生活部において処理する。

(必要な事項)

第九十一条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(処分の告示)

第九十二条 条例第八十三条第二項の規定による告示は、三重県公報への掲載により行うものとする。

(告示する事項)

第九十三条 条例第八十三条第二項第五号に規定する規則で定める事項は、放置自動車の引取りの方法とする。

【 ～（略）～ 】

## 第七章 雑則

(証明書の様式)

第一百三条 条例第七十八条第三項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第三十三号様式）とする。

【 ～（以下、略）～ 】